

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	介護付有料老人ホーム みんなの家 町田相原
定員・室数	51 人 ・ 51 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	月払い方式
入居時の要件	専用型（要介護のみ）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
居室区分	定員1人
介護に関わる職員体制	3：1

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人	
	フリカ`ナ	アルソック`カ`ガ`シ`ガイ`ヤ		
	名 称	ALSOK介護株式会社		
主たる事務所の所在地	〒	330-0856		
	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目795番地			
連 絡 先	電 話 番 号	048-631-3690		
	ファックス番号	048-631-2110		
ホ ー ム ペ ー ジ	https://kaigo.alsok.co.jp			
代 表 者 職 氏 名	役職名	代表取締役	氏名	熊谷 敬
設 立 年 月 日	1998年1月14日			
主 な 事 業 等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく居宅サービス事業 ・老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業 ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス業 ・志木市地域包括支援センター受託事業 ・住宅型有料老人ホームの運営 ・サービス付き呼応例者向け住宅の運営・地域密着型サービス事業 			

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	27	訪問介護事業所あさがお足立	東京都足立区南花畑2-5-17
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	4	デイサービスセンター 遊・府中	東京都府中市四谷2-75-2
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	2	ショートステイみんなの家・西東京	東京都西東京市芝久保町2-13-22
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	6	介護付有料老人ホーム すこや家・西東京	東京都西東京市芝久保町2-13-22
福祉用具貸与	2	かたくり福祉用具城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
特定福祉用具販売	2	かたくり福祉用具城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	2	認知症対応型デイサロン かたくりの里 六郷	東京都大田区西六郷4-21-8
小規模多機能型居宅介護	1	小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8
認知症対応型共同生活介護	15	グループホームみんなの家 府中	東京都府中市四谷2-75-2
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
地域密着型通所介護	5	デイサービス かたくりの里 大蔵	東京都町田市大蔵町482-7
居宅介護支援	22	アミカ府中介護センター	東京都府中市宮町1-34-2-802
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	2	ショートステイみんなの家・西東京	東京都西東京市芝久保町2-13-22
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	5	介護付有料老人ホーム すこや家・西東京	東京都西東京市芝久保町2-13-22
介護予防福祉用具貸与	2	かたくり福祉用具城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
介護予防特定福祉用具販売	2	かたくり福祉用具城西センター	東京都西東京市東町2-1-24
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	2	認知症対応型デイサロン かたくりの里 六郷	東京都大田区西六郷4-21-8
介護予防小規模多機能型居宅介護	1	小規模多機能型居宅介護みんなの家・稲城長沼	東京都稲城市東長沼1713-8
介護予防認知症対応型共同生活介護	15	グループホームみんなの家 府中	東京都府中市四谷2-75-2
介護予防支援	なし		
日常生活支援総合事業通所型サービス	22	デイサービスセンター 遊・府中	東京都府中市四谷2-75-2
日常生活支援総合事業訪問型サービス	26	訪問介護事業所あさがお足立	東京都足立区南花畑2-5-17
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

2 事業所概要

名 称	フリカ ^ナ カゴ ^{ツキ} ウキヨロウジ ^ン ホーム ミナノイ ^{マチ} アイハ ^ラ 名 称 介護付有料老人ホーム みんなの家・町田相原				
所在地	〒 194-0211 東京都町田市相原町900番1				
連絡先	電話番号	042-700-2255			
	ファックス番号	042-700-2256			
ホームページ	https://kaigo.alsok.co.jp/				
介護保険事業所番号	第1373204401号				
管理者職氏名	役職名	ホーム長	氏名	杉浦 正博	
事業開始年月日	2012年 11月 1日				
届出年月日	2012年 9月 20日				
届出上の開設年月日	2012年 11月 1日				
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	2012年 11月 1日			
	指定の有効期間	2024年 10月 31日 まで			
介護予防 特定施設入居者生活介護	新規指定年月日(初回)	年 月 日			
	指定の有効期間	年 月 日 まで			
事業所へのアクセス	J R横浜線「相原」駅より 徒歩10分(約850m) 八王子バイパス「相原」IC出口から3分(約1.5km)				
施設・設備等の状況					
敷 地	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	面積	2666.89 m ²			
建 物	権利形態	賃貸借	抵当権	なし	
	延床面積	1810.21 m ² うち有料老人ホーム分 1810.21 m ²			
	竣工日	2012年 11月			
	階 数	地上 2 階		地下 0 階	
		うち有料老人ホーム分 地上 2 階		地下 0 階	
	構造	鉄筋コンクリート造	建築物用途区分	有料老人ホーム	
併設施設等	なし ()				
賃貸借契約の概要	建物	契約期間	2012年 11月 1日 ~ 2042年 10月 31日		
		自動更新	あり		
居 室	階	定員	室数	面積	
	1階	1人	24室	18.01 m ² ~ 19.6 m ²	
	2階	1人	27室	18.01 m ² ~ 19.6 m ²	
				m ² ~ m ²	
				m ² ~ m ²	
一時介護室	階	定員	室数	面積	
				m ² ~ m ²	
便 所	居室	全室設置	共同便所	4 箇所 (内 男女共用 4 箇所 車イス可 4 箇所)	
	居室	設置なし	共同浴室	個浴: 2 大浴槽: 0 機械浴: 4	
浴 室	併設施設との共用		なし ()		
	兼用	あり	(機能訓練室)		
食 堂	併設施設との共用		なし ()		
	あり ()		相談室		
エレベーター	あり 1 基				
消 防 設 備	自動火災報知設備: あり 火災通報装置: あり スプリンクラー: あり				
緊急呼出装置	居室: あり	便所: あり	浴室: あり	脱衣室: あり	

3 従業者に関する事項（2023年 9月 1日現在）

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

① 有料老人ホームの職員の数及びその勤務形態									
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況 等	
		専従	非専従	専従	非専従				
管理者（施設長）			1			1人	0.8	生活相談員	
生活相談員			3			3人	1.0	管理者、計画作成担当者、介護職員	
看護職員：直接雇用			2		4	6人	2.6	機能訓練指導員	
看護職員：派遣									
介護職員：直接雇用	9		1	9		19人	14.2	生活相談員	
介護職員：派遣									
機能訓練指導員			2		4	6人	1.0	看護職員	
計画作成担当者			1	2		3人	1.8	生活相談員	
栄養士								委託	
調理員								委託	
事務員									
その他従業者				2		2人	2.0		
従業者の職務の内容									
管理者（ホーム長）	管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。								
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。								
看護職員	看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。								
介護職員	介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。								
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。								
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて特定施設サービス計画を作成する。								
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間			
③-1 介護職員の資格									
資格	延べ人数	常勤		非常勤		/			
		専従	非専従	専従	非専従				
介護福祉士		4	1	3					
実務者研修									
介護職員初任者研修（HP1、HP2、基礎研修含む）		5		6					
介護支援専門員									
たん吸引等研修（不特定）									
たん吸引等研修（特定）									
資格なし									
③-2 機能訓練指導員の資格									
資格	延べ人数	常勤		非常勤		/			
		専従	非専従	専従	非専従				
理学療法士									
作業療法士									
言語聴覚士									
看護師又は准看護師			2		4				
柔道整復師									
あん摩マッサージ指圧師									
はり師又はきゅう師									
③-3 管理者（施設長）の資格						介護福祉士			
④ 夜勤・宿直体制									
配置職員数が最も少ない時間帯				20時 0分～ 7時 0分					
上記時間帯の職員配置数				介護職員 2人以上		看護職員 0人以上			

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等						①と同じのため記入省略					
職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算 人数	兼務状況			
		専従	非専従	専従	非専従						
生活相談員											
看護職員											
介護職員											
機能訓練指導員											
計画作成担当者											
⑤-1 介護職員の資格						③-1と同じのため記入省略					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/					
		専従	非専従	専従	非専従						
介護福祉士									/		
実務者研修											
介護職員初任者研修											
介護支援専門員											
たん吸引等研修（不特定）											
たん吸引等研修（特定）											
資格なし											
⑤-2 機能訓練指導員の資格						③-1と同じのため記入省略					
資格	延べ 人数	常勤		非常勤		/					
		専従	非専従	専従	非専従						
理学療法士									/		
作業療法士											
言語聴覚士											
看護師又は准看護師											
柔道整復師											
あん摩マッサージ指圧師											
はり師又はきゅう師											
⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数						人					
従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）											
勤続年 数	職種	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満		1	2					1	2		
1年以上3年未満			2	1	2	1			2	1	
3年以上5年未満		1		5	4	1		1			1
5年以上10年未満				4	3	1					1
10年以上											
合計		2	4	10	9	3		2	4	1	2

4 サービスの内容

提供するサービス		
事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員または介護職員、機能訓練指導員および計画作成担当者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。	
運営に関する方針	一人ひとりの入居者様に誠実に寄り添い、入居者様の自分らしい暮らしをサポートすることを基本として介護サービスを提供いたします。	
食事の提供サービス	あり (委託)	
食事介助サービス	あり (自ら実施)	
入浴介助サービス	あり (自ら実施)	
排せつ介助サービス	あり (自ら実施)	
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり (自ら実施)	
相談対応サービス	あり (自ら実施)	
健康管理サービス (定期的な健康診断実施)	あり (自ら実施)	
服薬管理サービス	あり (自ら実施)	
金銭管理サービス	なし (なし)	
定期的な安否確認の方法	日中：適宜、ご利用者の状態を見ながら巡回。 夜間：ケアプランに基づき安否確認をしている。	
施設で対応できる医療的ケアの内容	施設看護職員による在宅酸素、経管栄養対応可。通院による人口透析は応相談。	
医療機関との連携・協力		
協力医療機関(1)	名称	医療法人社団共済会 櫻井病院
	所在地	東京都府中市是政2-36
	協力の内容	緊急時対応 (内科、整形外科、リハビリ科、外科)
協力医療機関(2)	名称	医療法人社団芳雄会 多摩ファミリークリニック
	所在地	東京都多摩市落合1-18-8
	協力の内容	訪問診療 (内科)
協力歯科医療機関	名称	医療法人 桜樹会 カオス歯科医院
	所在地	神奈川県相模原市南区相模大野5丁目13-15
	協力の内容	訪問診療、口腔ケア
介護保険加算サービス等		
個別機能訓練加算	6. 利用料金 介護保険サービスの自己負担額参照	
夜間看護体制加算		
看取り介護加算		
医療機関連携加算		
認知症専門ケア加算		
サービス提供体制強化加算		
生活機能向上連携加算		
若年性認知症利用者受入加算		
入居継続支援加算		
口腔衛生管理体制加算		
口腔・栄養スクリーニング加算		
退院・退所時連携加算		
A D L維持等加算		
科学的介護推進体制加算		
身体拘束廃止未実施減算		
介護職員処遇改善加算		
介護職員等特定処遇改善加算		
介護職員等ベースアップ等支援加算		
人員配置が手厚い介護サービスの実施		なし
短期利用特定施設入居者生活介護の算定		可
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり	
運営懇談会の開催	あり (年 1 回予定)	
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置		
自費によるショートステイ事業	なし	

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢 要介護度	概ね60歳以上の方で要介護認定を受けており、日常生活で介護の必要な方 要介護1～5
	医療的ケア	当施設は主に介護を目的とした有料老人ホームであるため、基本的に医療的ケアには制限があります。医師の指示のもとで、当施設の看護職員が対応できる範囲の医療的ケアが条件となりますので、常時医療的ケアが必要な場合は、ご相談の上当社グループ内の別の施設等をご案内いたします。
	認知症	基本的に認知症の受け入れは可能ですが、共同生活になりますので、認知症により、他のお客様に迷惑のかかる行為等がある場合は入居をご遠慮いただきます。
	その他	共同生活になりますので、他のお客様に迷惑のかかる行為等がある場合、他のお客様、職員等の生命に危険が及ぶ暴力行為等がある場合は入居をご遠慮いただきます。要介護認定等により入居者が要支援、および自立と認定された場合退去していただきます。ただし、退去先についてのご相談には対応いたします。
身元引受人等の条件、 義務等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者は、入居時に身元引受人を立てるものとする。 2. 本契約から生ずる入居者の事業者に対する債務につき極度額の範囲で連帯保証。 3. 入居契約終了時の入居者の所有物および身柄の引き取り。 4. 入居者の治療、入院に関する手配の協力。 5. 入居契約終了時に入居者が生存していない場合の、返還金を受け取るための銀行口座の指定。 6. 身元引受人には、入居者の利用料等の支払い状況や滞納金額・損害賠償の額等、入居者の全ての債務の額に関する情報を事業者に請求できる権利があるため、事業者は請求があった場合は当該情報を遅滞なく提供する。 <p>※身元引受人が上記義務の履行が困難になった場合には、入居者は新たな身元引受人を選定し、事業所に通知する。 ※詳しい内容については、「入居契約書」該当条項を参照。 ※連帯保証極度額 340万円</p>	
体験入居	利用期間	特に基準なし
	利用料金	13,200円（税込）
	その他	
入院時の契約の取扱い	<p>入院中は月払い費用のうち家賃および管理費をいただきます。 入院期間中も入居契約は存続いたします。ただし、入院が長期（60日以上）に渡る場合にはお客様の費用負担を鑑み、一時的に退去及び退院時の再入居契約の締結をご相談させていただくことがあります。</p>	
金銭、貴重品の持込み	<p>金銭、貴重品を持ち込まれた場合、万一紛失されても、施設は一切責任を負いません。</p>	

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	<p>事業所は、サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」と言います。）を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事業者と利用者および身元引受人の合意のもと、以下の手続きにより行うこととします。</p> <p>(1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 身体拘束廃止委員会において、身体拘束を行わない方法を十分に検討した上で、利用者個々の心身の状況を勘案し、なお状態が切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合でやむを得ないと判断した場合において、身体拘束の内容、目的、理由、時間、期間等を議事録に残し、身体的拘束の手続きを行います。</p> <p>(3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、本人または身元引受人に身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等の詳細を説明し、理解を得られるように努めるとともに、「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」（以下「説明書」といいます。）に記載します。また、利用者および身元引受人より説明書に署名または記名押印をいただきます。</p> <p>(4) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束の解除に向けての経過観察記録」にその態様および時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。また、具体的な記録情報を基に、職員間、家族等関係者間で直近の情報を共有し「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、1ヶ月に1回以上は身体拘束の解除に向けて検討するとともに、要件を満たさない場合は、直ちに解除します。</p> <p>(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、かつ介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施します。</p>	
高齢者虐待防止の推進	<p>事業所は、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。</p> <p>(2) 高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。</p> <p>(3) 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。</p> <p>(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。</p>	
契約の解除の内容	<p>(1) 入居者が死亡した時 (2) 入居者が解約の申出を行い、予告期間が満了した時 (3) 事業者が契約の解除を通告し、予告期間が満了した時 (4) 「入居契約書」第12条に基づきこの契約が解除された時 (5) 要介護認定等により入居者が自立と認定された場合 (6) 入居者が病気の治療等その他（入居者の所在不明の場合も含む）のため、60日以上 ホームを離れた時、および離れることが決定した場合</p>	
事業者からの契約解除	解約条項	「入居契約書」第29条および「介護契約書」第15条に定める（事業所からの契約解除）の事由に該当した場合には、本契約は終了するものとします。
	解約予告期間	90日 ただし、利用料その他自己の支払うべき費用の滞納の場合の予告期間は、10日とします。
緊急時の対応	<p>入居者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、入居者の主治医または協力医療機関等において必要な治療等が受けられるよう支援します。また、入居者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関等と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。</p>	
非常災害時対策	<p>事業所にて非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。</p>	

要介護時における居室の住み替えに関する事項				
一時介護室への移動		なし		
判断基準・手続	判断基準・手続			
	利用料金の変更			
	前払金の調整			
	従前居室との仕様の変更			
その他の居室への移動		あり		
判断基準・手続	判断基準・手続	<p>事業所が入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合には、別の居室に移動していただくことがあります。</p> <p>1. 医師の意見を聞くとともに、入居者の意思を確認します。</p> <p>2. 身元引受人等の意見を聞きます。</p> <p>3. 入居者の居室の権利や利用料の変更を伴う場合は、一定の観察期間を設けると同時に住み替え後の居室および介護等の内容、権利の変更、費用負担の増減等について入居者、ご家族および身元引受人等に説明を行い同意を得ます。</p>		
	利用料金の変更	なし		
	前払金の調整	なし		
	従前居室との仕様の変更	居室形状、広さ、方位、窓（掃き出し窓・腰高窓）、バルコニー（避難通路としての使用に限定）への扉等に変更や有無があります。		
提携ホーム等への転居		あり 当社が管理運営する他の施設への移り住みが可能です。		
判断基準・手続	判断基準・手続	当社が運営する他の施設へ済みかえる場合の判断基準および手続きは、当初以外の居室へ住みかえる場合と同様となります。判断基準は建物の老朽化その他やむを得ない理由が発生した場合も含まれます。居室利用権は、住み替え後の居室に移行いたします。		
	利用料金の変更	あり 移住後の施設料金によります。		
	前払金の調整	なし		
	従前居室との仕様の変更	住みかえる施設、居室によっては個室（トイレ等の位置等）の他、相部屋になる場合があります。詳細は転居先の施設の重要事項説明で説明いたします。		
苦情対応窓口				
窓口の名称 1		介護付有料老人ホーム みんなの家・町田相原 管理者： 杉浦 正博		
電話番号		042-700-2255		
対応時間		9:00 ~ 18:00 (月~日)		
窓口の名称 2		お客様相談室		
電話番号		0120-294-774 (フリーダイヤル)		
対応時間		8:30 ~ 17:30 (月~金)		
窓口の名称 3		東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口		
電話番号		03-6238-0177		
対応時間		8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00 (月~金 (祝日除く))		
窓口の名称 4		町田市役所 いきいき生活部介護保険課		
電話番号		042-722-3111 (代表)		
対応時間		8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00 (月~金 (祝日、12/29~1/3除く))		
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：介護賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）		
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等				
アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組		あり	結果の公表	なし
東京都福祉サービス第三者評価の実施		なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施		なし	結果の公表	なし

5 入居者（2023年 9月 1日現在）

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 88.0 歳				入居者数合計： 45 人				
年齢 \ 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
65歳未満										
65歳以上75歳未満								1		
75歳以上85歳未満				2	1	1	2	1		
85歳以上				6	5	6	12	8		
合計	0	0	0	8	6	7	14	10		
入居継続期間別入居者数										
入居期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上	合計			
入居者数	2	5	28	10			45			
男女別入居者数		男性： 8 人			女性： 37 人					
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）				88 % （定員に対する入居者数）						
直近1年間に退去した者の人数と理由										
理由	人数			理由	人数					
自宅・家族同居				その他の福祉施設・高齢者住宅等へ転居						
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）へ転居	2			医療機関への入院	4					
介護老人保健施設へ転居				死亡	7					
介護療養型医療施設へ転居				その他						
他の有料老人ホームへ転居				退去者数合計	13					

6 利用料金

入居準備費用	なし		円
明内細訳			
支払日・支払方法			
解約時の返還			
敷金	なし		
金額	円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。		
家賃及びサービスの対価			
例：プランの名称	前払金	月額利用料 (税込)	(内訳)
			家賃 (非課税) 管理費 (非課税) 介護費用 (非課税) 食費 (税込) 光熱水費
プラン1 (要介護1)	0円	214,612円	85,000 54,500 17,302 57,810 管理費に含む
プラン2 (要介護2)	0円	216,735円	85,000 54,500 19,425 57,810 管理費に含む
プラン3 (要介護3)	0円	218,986円	85,000 54,500 21,676 57,810 管理費に含む
プラン4 (要介護4)	0円	221,044円	85,000 54,500 23,734 57,810 管理費に含む
プラン5 (要介護5)	0円	223,244円	85,000 54,500 25,934 57,810 管理費に含む
各料金の内訳・明細	前払金	なし	
	家賃	85,000 円 (非課税) 建物所有者への支払い家賃等を基準とし、販売管理費、現状回復費を勘案し算出	
	管理費	54,500 円 (非課税) 居室、共用部分の水道光熱費・維持管理費など	
	介護費用	介護保険サービスの自己負担額	
	食費	朝食 545 円・昼食 637 円・夕食 637 円 間食 108 円 (税込) 食費については8% (軽減税率) の消費税を負担いただきます。 ただし、1食あたり税抜単価が640円を超えた場合は標準税率の10%を負担していただきます。	
	光熱水費	管理費に含まれる	
短期利用特定施設入居者生活介護の利用料金			
プランの名称	前払金	1日の利用料	内訳
			居住費 (非課税) 管理費 (非課税) 介護費用 (非課税) 食費 (税込) 光熱水費
短期利用 (要介護3)	0	7,299円	2,833 1,816 723 1,927 管理費に含む
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最大30日までの利用が可能です。 ・食費については朝食545円、昼食637円、夕食637円 おやつ108円 (税込) となります。 ※ 1食から注文された分のみ頂きます。 ・食費については8% (軽減税率) の消費税を負担いただきます。 ・介護保険要介護認定が要介護の方のみ利用が可能です。 ・支払方法等については、短期利用特定施設入居契約書記載の通りです。 		
前払金の取扱い			
支払日・支払方法			
償却開始日			
返還対象としない額	位置づけ		
契約終了時の返還金の算定方式			
短期解約 (死亡退去含む) の返還金の算定方式	期間： か月	起算日：	
返還期限	契約終了日から 日以内		
保全措置	保全先：		
その他留意事項			

月額利用料の取扱い	
請求方法	<p>利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）およびその他の費用の額（家賃相当額を除く）はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求致します。</p> <p>請求書は、毎月20日前後に、前月の利用料金等（家賃相当額を除く）、および翌月の家賃相当額の請求書を利用者または身元引受人宛に送付します。</p>
支払日・支払方法	<p>入居者の指定口座より毎月27日（金融機関休業日にあたる場合はその翌営業日）にその金額を銀行口座から自動引落の方法にてお支払いいただきます。ただし、引落手続き完了までは入居者の費用負担により当社指定口座にお振り込みにてお支払いいただきます。</p>
その他留意事項	<p>・月払い費用のうち、家賃および管理費については翌月分を前払いとし、食費、個別サービス利用、日用品購入立替金については前月分をお支払いいただきます。</p> <p>・入居後3か月以上（入院期間は除く）経過した入居者が退去する際は、入居者の故意過失により生じた損耗・毀損の原状回復費用の有無にかかわらず、また居室の汚損の有無および程度の如何を問わず、専門業者に清掃を依頼する費用として、32,450円（税込）を負担していただきます。</p>
年齢に応じた金額設定	なし
要介護状態に応じた金額設定	あり
介護保険サービスの自己負担額	
<p>※介護度に応じて定められた介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額が自己負担額となります。（別紙3参照）</p>	
利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料	一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）
料金改定の手続	
<p>施設所在の地域の自治体が発行する消費者物価指数および人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聞いた上で、改定をいたします。</p> <p>また、改定にあたっては、事前に入居者および身元引受人等へ通知いたします。</p>	

【料金プランの一例】

プランの名称	プラン3		
合計	円（月額）		
	単位：円		
特定施設入居者生活介護の費用※	敷金	前払金	月額利用料
<p>※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。介護予防の場合を含む</p>			

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	公開していない
管理規程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	公開していない
事業収支計画書	公開していない	その他開示情報	なし

添付書類： 介護サービス等の一覧表
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

<p>重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。</p> <p style="text-align: center;">_____年 _____月 _____日</p> <p>署名（ご利用者） _____ 印</p> <p>署名（身元引受人） _____ 印</p>

<p>説明年月日</p> <p style="text-align: center;">_____年 _____月 _____日</p> <p>説明者職・氏名</p> <p>_____</p> <p>職</p> <p>_____</p> <p>氏名</p> <p>_____ 印</p>

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

指針項目		該当に○			備考
安定的・継続的な居住の確保のための項目					
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	○ 適合	.	不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	○ 適合	.	不適合 非該当	
緊急時の安全確保のための項目					
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	○ 適合	.	不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	○ 適合	.	不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	○ 適合	.	不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	○ 適合	.	不適合 非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	○ 適合	.	不適合	
入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目					
8	各居室は界壁により区分されているか。	○ 適合	.	不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	○ 適合	.	不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	○ 適合	.	不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合	.	不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	○ 適合	.	不適合	
入居者の財産を保全するための項目					
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	.	不適合 非該当	保全先:
14	前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	.	不適合 非該当	初期償却率: %
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	.	不適合 非該当	

※ 開設日前にあつては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無							なし	あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス (利用者一部負担※1)	個別の利用料で、実施するサービス				備考		
		(利用者が全額負担)	包含※2	都度※2	料金※3			
介護サービス								
食事介助	あり		○					
排泄介助・おむつ交換	あり		○					
おむつ代		あり		○	別紙1-1参照	実費負担(非課税)		
入浴（一般浴）介助・清拭	あり	あり		○	1回3,300円(税込)	週3回以上		
特浴介助	あり	あり		○	1回3,300円(税込)	週3回以上		
身辺介助（移動・着替え等）	あり		○					
機能訓練	あり		○					
通院介助	なし	あり		○	3,300円/時間(税込)	協力医療機関以外		
生活サービス								
居室清掃	あり	あり		○	1回3,300円(税込)	週2回以上		
リネン交換	あり	あり		○	1回1,650円(税込)	週2回以上		
日常の洗濯	あり	あり		○	1回1,650円(税込)	週3回以上		
居室配膳・下膳	あり		○					
入居者の嗜好に応じた特別な食事								
おやつ	あり		○					
理美容師による理美容サービス		あり		○		実費負担(課税)		
買い物代行	なし	あり		○	30分1,650円～(税込)			
役所手続き代行	なし	あり		○	30分1,650円～(税込)			
金銭・貯金管理								
健康管理サービス								
定期健康診断	なし			○		実費負担		
健康相談	あり		○					
生活指導・栄養指導	あり		○					
服薬支援	あり		○					
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり		○					
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり		○	3,300円/時間(税込)	協力医療機関以外		
入退院時の同行	なし	あり		○	3,300円/時間(税込)	協力医療機関以外		
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり		○	30分1,650円～(税込)			
入院中の見舞い訪問	なし							

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額）。

※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービスの費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

「おむつ価格表」

販売価格

(単位:円)

種類	1袋の販売価格		1枚の販売価格	
おむつ	1,510	～ 5,162	75.5	～ 199.0
パンツ型	1,260	～ 2,180	48.5	～ 121.1
パッド型	506	～ 2,187	16.9	～ 81.0

- ・価格は2023年7月1日現在の販売価格になります。
- ・価格はメーカーの商品改廃、市場価格の変動により変更させていただく場合があります。
- ・販売は1袋単位の販売になります。
- ・買い物代行サービスにて購入いたしました市販品、またお持込のおむつにつきましては廃棄料は別途ご請求になります。(この場合は消費税がかかります。)
- ・詳細はホームへお尋ねください。
- ・請求は廃棄料を含んだ価格になります。
- ・廃棄料については下記の表にて算出させていただきます。

おむつ廃棄料

1枚あたり廃棄料単価×1袋の入数=1袋あたりの廃棄料

種類	1枚あたりの廃棄料
テープ型	20円
パンツ型	20円
パッド型(500ccまで)	15円
パッド型(500cc以上)	20円

※表示している価格は非課税となります。

介護付有料老人ホーム みんなの家

重度化した場合の対応に係る指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

介護付有料老人ホームみんなの家(以下「当施設」という)では、急性期のケアについては、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、介護スタッフ等が連携し、入居者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて協力医療機関等の協力を得て、入院等の必要な処置を行います。

2. 入院期間中における居住に係る諸費用や食費の取り扱い

入院期間中は入居者に対して、契約書および重要事項説明書にて事前に説明し、同意を得た料金以外は徴収致しません。

3. 看取りに関する考え方

当施設では、入居者およびその家族が看取りに際して、当施設での生活を希望される場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、介護スタッフ等が連携し、入居者の症状に応じて必要なケアサービスを提供するとともに、必要に応じて協力医療機関等の協力を得ながらケアを実施いたします。なお、入居者の症状について訪問診療医および協力医療機関の医師などが当ホームでの生活を継続することが難しいと判断した場合は、入居者およびその家族に説明をします。

4. 看取りに関する本人および家族への意思確認の方法

看取りに関するケアが必要な場合、訪問診療医、看護師、介護支援専門員、介護スタッフ等の連携のもと、入居者の症状や当施設で提供可能なサービス内容について計画作成し、本人およびその家族に対して説明、同意を求めます。また、どのような看取りに関するケアを望んでいるのかについて話し合い、本人および家族が望む生活が可能となるよう、当施設での生活の継続だけでなく、適切な医療機関への入院なども含めて幅広く検討し、本人およびその家族に選択して頂けるよう対応いたします。

～基本料金～

特定施設入居者生活介護 (地域別単価) 町田市 2級地 10.72 円

＜基本サービス費＞ (30日換算)

特定施設入居者生活介護	要介護度	単位	総単位数	介護報酬総額	利用者負担額 (月額)		
					【1割】	【2割】	【3割】
	要介護1	538	16,140	173,020円	17,302円	34,604円	51,906円
	要介護2	604	18,120	194,246円	19,425円	38,850円	58,274円
	要介護3	674	20,220	216,758円	21,676円	43,352円	65,028円
	要介護4	738	22,140	237,340円	23,734円	47,468円	71,202円
	要介護5	807	24,210	259,531円	25,954円	51,907円	77,860円

＜加算＞ (現在算定できる加算に☑を付けています)

加算	加算の種類	算定単位	自己負担額			備考
			【1割】	【2割】	【3割】	
<input type="checkbox"/>	入居継続支援加算 (I)	36/日	39円	77円	116円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	入居継続支援加算 (II)	22/日	24円	47円	71円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (I)	100/月	108円	215円	322円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算 (II)	200/月	215円	429円	644円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算 (I)	12/日	13円	26円	39円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	個別機能訓練加算 (II)	20/月	22円	43円	65円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算 (I)	30/月	33円	65円	97円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	ADL維持等加算 (II)	60/月	65円	129円	193円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	夜間看護体制加算	10/日	11円	22円	33円	全員
<input type="checkbox"/>	若年性認知症入居者受入加算	120/日	129円	258円	386円	対象者のみ
<input checked="" type="checkbox"/>	医療機関連携加算	80/月	86円	172円	258円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	口腔衛生管理体制加算	30/月	33円	65円	97円	全員
<input type="checkbox"/>	口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20/回	22円	43円	65円	対象者のみ
<input checked="" type="checkbox"/>	科学的介護推進体制加算	40/月	43円	86円	129円	全員
<input type="checkbox"/>	退院・退所時連携加算	30/日	33円	65円	97円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	看取り介護加算 (I)	72～1,280/日	78～1,373円	155～2,745円	232～4,117円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	看取り介護加算 (II)	572～1,780/日	614～1,909円	1,227～3,817円	1,840～5,725円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算 (I)	3/日	4円	7円	10円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	認知症専門ケア加算 (II)	4/日	5円	9円	13円	対象者のみ
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算 (I)	22/日	24円	47円	71円	全員
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算 (II)	18/日	20円	39円	58円	
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算 (III)	6/日	7円	13円	20円	
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の8.2%を加算				
<input type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の1.8%を加算				
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の1.2%を加算				
<input checked="" type="checkbox"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.5%を加算				

※備考欄記載の (対象者のみ) については次項別紙の加算算定要件を満たした場合に算定されます。また、新たに加算を算定する場合及びご入居者様の状況に応じて算定される加算については、算定を開始する際に別途加算同意書に署名捺印をいただきます。

減算						
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 (要介護1)	-54/日	-58円	-116円	-174円	/
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 (要介護2)	-60/日	-65円	-129円	-193円	
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 (要介護3)	-67/日	-72円	-144円	-216円	
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 (要介護4)	-74/日	-80円	-159円	-238円	
<input type="checkbox"/>	身体拘束廃止未実施減算 (要介護5)	-81/日	-87円	-174円	-261円	
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員が欠員の場合	所定単位数の70%で算定				

【指定特定施設入居者生活介護 加算算定要件】

◆個別機能訓練加算	
(Ⅰ)	①常勤専従の機能訓練指導員を1以上配置すること。（入居者が100名を超える場合は、常勤換算数で入居者÷100以上の機能訓練指導員を配置すること） ②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること。 ③開始時及び3月に1回以上入居者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録していること。
(Ⅱ)	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
◆夜間看護体制加算	
①看護責任者を定めた上で、常勤の看護師を1名以上配置し、看護師又は病院や看護ステーション等と連携して、24時間連絡体制を確保しておくこと。 ②必要に応じて健康上の管理などを行う体制を確保していること。 ③入居者が重度化した場合の対応を定めておき、入居時に、入居者又は家族に対して説明を行い、同意を得ていること。	
◆看取り介護加算	
(Ⅰ)	①当該施設の看護職員、病院または診療所、指定訪問看護ステーションのいずれかの看護職員との連携で24時間連絡できる体制をとること。 ②看取りに関する指針を定め、施設入所の際に、入所者とご家族に看取りに関する定めた指針について内容の説明を行い、同意を得ること。 ③医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員などが当該施設においての看取りについての協議を行い、指針について適宜見直すこと。 ④看取りに関しての職員研修を行うこと。 ⑤看取りケアは個室または静養室などを利用し、本人、ご家族、周囲の入所者に配慮すること。
(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件に加え、看取り期において夜勤又は宿直により看護職員を配置していること。
◆医療機関連携加算	
看護職員が、入居者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該入居者の同意を得て、協力医療機関又は当該入居者の主治の医師に対して、当該入居者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合に算定。	
◆認知症専門ケア加算	
(Ⅰ)	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の50%であること。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合には1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
(Ⅱ)	①認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ②介護、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施予定であること。
◆サービス提供体制強化加算	
(Ⅰ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上であること。
(Ⅱ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士60%以上であること。
(Ⅲ)	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士50%以上又は常勤職員75%以上又は勤続7年以上30%以上であること。
◆生活機能向上連携加算	
(Ⅰ)	①訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 ②理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、入居者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
(Ⅱ)	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入居者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
◆若年性認知症入居者受入加算	
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	
◆入居継続支援加算	
(Ⅰ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
(Ⅱ)	①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上15%未満であること。 ②介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。
◆口腔衛生管理体制加算	
①歯科医又は歯科医の指示を受けている歯科衛生士が、介護職員へ毎月1回以上口腔ケアに関わる技術的助言および指導をしていること。 ②歯科医又は歯科医の指示を受けている歯科衛生士の助言や指導に基づき、口腔ケア計画書を作成していること。	
◆口腔・栄養スクリーニング加算	
介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに入居者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供していること。	
◆退院・退所時連携加算	
①特定施設入居者生活介護費を算定していること。（外部サービス利用型、短期利用を除く） ②病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から、特定施設への入居であること。 ③医療提供施設の職員と面談等を行い、必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、利用に関する調整を行うこと。	

◆ADL維持等加算

(Ⅰ)	イ 入居者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ロ 入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、入居者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象入居者等とし、評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
(Ⅱ)	①ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

◆科学的介護推進体制加算

- ①入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

◆短期利用

利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めていること。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- ①キャリアパス要件の全て、及び職場環境等要件を満たしていること。
②処遇改善計画を立案している、又はすでに処遇改善を行っており、適切に報告していること。
③労働基準法・雇用保険法等の違反がないこと。
④介護職員の処遇改善の内容、及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

◆介護職員等特定処遇改善加算

- ①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は入居継続支援加算を算定していること。
②介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
③処遇改善の内容を全ての職員に周知していること。
④特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
（Ⅰ）①～④の全てを満たすこと。
（Ⅱ）②～④の全てを満たすこと。

◆介護職員等ベースアップ等支援加算

- ①処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること。
②賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等（※）に使用することを要件とする。
（※）「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ